

関西労災職業病 No.16

関西労働者安全センター

1975.8.20 発行

大阪市北区菅原町59 日レコビル2F 岩井会内

06-358-2583 郵便振替口座 大阪 315742

40円

昭和48年の労働者の統計からも年間150万人の労災被災者が工場の中なら作り出されられている。だが、これがでも昭和45年度の統計よりも40万人以上も減少して死者は減らしく減少している。

労働白書は、労災職業病の発生が少なくなるためにとこの事実を語ったがたしてそうだろうな。頸腕一つを取つて化し、レジをパートの労働者にさせているし、建設産業や造船産業にしても、多くの下請労働者に有機溶剤等の危

取の構造がより巧妙にできあがり、労災職業病を防ぐべきである。労災職業病を防ぐには、労働者階級を分化させ巧妙に労災職業病を防ぐべきである。労災職業病を防ぐためには未組織労働者には多様化しつつあるのだ。この矛盾を解決するためには未組織労働者自身が団結し、自ら運

る。○○人近くの死亡者が工場の中なら作り出されれている。だが、これがでも昭和45年度の統計よりも40万人以上も減少して死者は減らしく減少している。

起！ 宗組織労働者

最近、六価クロムによる肺病問題を起こしている日本化学でも、労働者に潜在化していられる労災職業病は労働者階級の闘争によ？ しても本工場労災にな？ ても下請労働者は認定もされず放置されていたといふ事実が報告されていても、労災職業病の発生件数が減少している。すなまち、労災職業病の発生件数が減少したのは、資本主義の拡大に多くの組合を作れ、今号特集したようにうらに未組織労働者自身による裁判争も進められている。これらのがいを基盤に、労働者階級を分化させ巧妙に労災職業病を防ぐべきである。労災職業病を防ぐには未組織労働者には多様化しつつあるのだ。この矛盾を解決するためには未組織労働者自身が団結し、自ら運営資源除去をめざす我々労働者階級の取り組みこそが、我々労働者階級の取り組みこそが、

と者になり、こいつたが、この事の開設を行つた。会員の参加を促進した。年賃は毎月10円である。これで行政府が行政費を負担していいたが、これは年賃の相当として出された。年賃は年々上昇し、これは年賃の上昇を防ぐためだ。年賃は年々上昇し、これは年賃の上昇を防ぐためだ。

行政の責任を負担するに立った。会員が恩いとされる年に、年に一回の年賃を支給する。年賃は年々上昇し、これは年賃の上昇を防ぐためだ。年賃は年々上昇し、これは年賃の上昇を防ぐためだ。

年賃は年々上昇し、これは年賃の上昇を防ぐためだ。年賃は年々上昇し、これは年賃の上昇を防ぐためだ。

年賃は年々上昇し、これは年賃の上昇を防ぐためだ。年賃は年々上昇し、これは年賃の上昇を防ぐためだ。

の相談所へ。「幾度かの一念でござりはござりませんが、この件は内閣議士がお見えなさいました。この件は内閣議士から相談をされ、その結果、内閣議士は「貴重な意見を述べてござります」とござりました。」

「ほんとうに貴重な意見を述べてござります」とおっしゃる。この件は内閣議士がお見えなさいました。この件は内閣議士がお見えなさいました。」

「ほんとうに貴重な意見を述べてござります」とおっしゃる。この件は内閣議士がお見えなさいました。この件は内閣議士がお見えなさいました。」

「ほんとうに貴重な意見を述べてござります」とおっしゃる。この件は内閣議士がお見えなさいました。この件は内閣議士がお見えなさいました。」

支給されていなか
た。は當けたが、神經病は危険常見病院の通
い。されど、会社に赴き、首肩の筋肉を引いた
と診断された。當時をトテ、えながまんじ
めが前しらたとキは限ッをとされれど定
てほのほんげこに4月が4月こざしてに首肩
どいやら春で天月しさ年3立ま休はれ
こりんに一會引がたせよがで業、常見病院の
うと元の何日産きら。た月ニ昔の薦したに尋たも尋さ
かがはせびしにし備すのにのえ向備。今
の。に院れでの薦

事と申うが業し取し業者を社災首も
をりの車らなた場と医る。一に認育フ監へ、健保
抱あたで無じ時徳のが。切対處等ば督ふよを頑
えげめあ理ほも帰診らるししし事が署しよを
るらに、でい、の街、月なまたはりはがに紹
大だすと会若が業にがともよで会け会介人た。
な、型。な言社尊出作ほ、ものうあ社て社さが
ん首免在レ、サモた業、たなのや、いやれら
に育計開とて輕業のはての機、肩、腰、足、
と體を失ひる作求で可主で尊食尚。をた。督

おし度因、て私場復帰は改若
のに、いし業の上積み資償はし
のである。裁とてて立ち、会
にでにで、今年ほ、監督署の態度
しめたこの月で神戸に

おし度因、て私場復帰は改若
のに、いし業の上積み資償はし
るのである。裁とてて立ち、会
にでにで、今年ほ、監督署の態度
しめたこの月で神戸に



下請労働者の間の
「工場破壊」に
尼崎市役所と野口談
りでなく尼崎の責任ばかり
くは、監督署もあ
る金はかからん。こ
にいりや。会社の言
えくは、監督署もあ
る金はかからん。目
してもアたら。今を
くは、はくはくはく
にて壁のはたは免
くは許まつた。天
と金に
う。引きま
一ぱでかく
がりかけ
金を借
え金

説護組を崩し、横意頑松出れ万万組在当や故とは件社追さだに強
し合要組と來をにせしは「で合右都手の言万ひも及に。お行
なづは請にし地固達さた追社クとのほ、全す當し新あるさ
が組会し裁て裁めしん。い定じのて約平とてひ。時た。窗まニセ
、合社た判鑑へ48裁夫こ出もへ届。庚をほい裏禪は。なりとた
に。斗毎提年判毒こす期を約フを返りたを債、そどのは会
「島仕と争造許4ではに」限のどい破しが。しに会のも子時社
会初打この船し月斗恩及とが後おにりにさたまつ社た巣々きの
社にを3支厚たみうりん言切一りは言様めざすいのめしラウ春
と相共が機工。日未心でいれ4500→をにする事で事会くメり奉

本倍年ま講れでで 口その6 はたるオ公端責。すねは一万無組
工の宣に崩て89の國
常劇で47竹き名15和
竹では年者たの年35
者殺下かげ。常向年
がさ書ら48を竹にか
一れが44名の育長から
にて本年でうが崎44
-11工のあち殺組年
43。の3る。下さ船ま
はたる。否ら合は800を

以下と信と。羊名
て高差長い義、分
「筋別船う生何と下請
下竹さオニ幸と下請
下請者三とは下う請
組に本請教竹
竹向け合は工へを考
香顧てはるの死を考
のにき。4亡る
ヒツたニ 信光る
最高技とし
業組の、堀田さん
の58の長 て業場
た。冷や での58の長 中田取
たげへ初に やニまた 退職男性し中田取
正ま現江が や組た後 43年
のさえさ や合た 塚田さん
58年三組は塚田さん
万円組合通じてはるの
最優秀のモニに之を

労働者の便り捨てを許さないことを

とさの譯を今に
語な國も一のあ
けに結本創立
これと工を早自ら
いば共も早く身が
ふ。らをい改のい
な住常めあて
いみや、りい
出者下元る
二堀田裁判に勝利す
をは氏の た。冷や での58の長 中田取
たげへ初に やニまた 退職男性し中田取
正ま現江が や組た後 43年
のさえさ や合た 塚田さん
58年三組は塚田さん
万円組合通じてはるの
最優秀のモニに之を

福岡県南東岸の大分
県境近くに九重が豊前
大力発電所を作ろうと
している。遠浅の周防
灘をうめ立てて一大コン
ビナートを作るため
の工不ルヤー原にある
予定である。

この発電所建設に反
対して周辺住民が環境
裁判を斗つている。

環境汚染をひきあこす
発電所を作るなど主張
しているのだが、この
裁判が一死かわつて面
白い。というのは弁護
士がついていないのだ。
主張にしろ反論にしろ
シロウト連中が思うこ
とを呈していい。裁判はサナ
ラ連中の弁論大会の様
ながらも「法廷にナジ
まない主義」を一生け
んめいきいでいるので
ある。

つくまでの経緯は被笑
い。最初は市議会
市長、県知事、県では
電にも何度も交
渉を要求した。

ところがどこも
「あなたの方の主
張は非常によく
わかる。善処して
よ」といい乍
ら、どんく事
をすゝめ、九重
は一部の出資者
と資本の横暴をみせつ
け全く相手にし
なかつた。

このままでは腹
にやられることは
あざまらん。と提訴
した。彼らは、自分
たちええんちうん
やめるわけにはゆかん。
この一途の気持は、理
立が強制着工された時
にふみきつた。彼ら
は、「法廷にナジ
まない主義」を一生け
んめいきいでいるので
ある。

裁判で腹につもつもの ぶちまけるんや! 弁護士なしの、豊前環境権裁判

泳いでいつて埋めたて
作業中の船にのりこむ
といふ様な行動にも表
れている。最初は市議会
市長、県知事、県では
電にも何度も交
渉を要求した。

ところがどちらが彼らの
主張かがいかつかつ
た。「勝ちめがけ」という
理由で。ある政黨は環境
裁判をかゝげて腹につけた九重
の負けたら全口の根
付くみどり弁護士がいなかつ
た。勝ちめがけと云ふと、公判の
理由でだ。彼らの弁論大会の時、彼
らの眼はいさくと輝
き喜びにあふれていた。公判の
が何より印象であつ
た。なかでも、法廷斗争の
争の口ハキ知らぬ原告
は、裁判長がそれを
教えてくれる、など今道
にないエピソードもさ
かれた。弁天裁判の特
集にこのようには格別な
豊前裁判を紹介する。

まじの裁判にふみ切
つたのである。

この裁判に対しても
ろんの意見がある。も
ちろん反対意見も
けている。と
ころが彼らはまだもに交渉に
一途を堅持を
た。「勝ちめが
け」という
理由でだ。あ
る政黨は環境
裁判をかゝげて腹につけた九重
の負けたら全口の根
付くみどり弁護士がいなかつ
た。勝ちめがけと云ふと、公判の
理由でだ。彼らの弁論大会の時、彼
らの眼はいさくと輝
き喜びにあふれていた。公判の
が何より印象であつ
た。なかでも、法廷斗争の
争の口ハキ知らぬ原告
は、裁判長がそれを
教えてくれる、など今道
にないエピソードもさ
かれた。弁天裁判の特
集にこのようには格別な
豊前裁判を紹介する。

市はナレ

五者会談で京都の使用者責任を追及

放車がいや冬が台事庫出たと一回、市を常ト収市
りの夕てらはつにでなさう大に時年板神を去
あ高ニ取士酷いとあるじれの型年給を下す
ゲますよれ寒てきるをすはゴ宣へだ無
るのや場所の4集々ミニ作業をした。アミ
の底冷所。中夏入トめこ各回下ラック
でる藏毎工ではのうてス象收書もサクサ
く荷庫にミ仕込作ラックや底作し倉庫の
事天業クる冷や業てめ際退
する台を4の事天業クる冷や業てめ際退
ザにろん署を下屋、仕蔵らときの去

（京都市有機農業の体験）元々して返せ

で、そのよさをつづ出や出振にゴのへ
はとなで路せよた件で轟しリアとミ作のへ
は言ひあ上たとへをあ萼た芽にリの業為
い、つてこにしとは。と乗つて上員動
てたか放車で25えた。ニさせは、は暮品には
ものらりの頭につけ監められら荷庫に
言は「出走き上ほび冒らるわれれ台帳に、ミでいどうのス
い奇謎さら監ども邊の春。たの台
風もれてが音で毎にケガ道ス後4置友て傷危や
きだ死る。いに譽あ年届が続にテ了上人場る。

ニイキ藏あ作がやみ区はたらはにゆるゴ者でに
ニ競つらた業がうんく更日め奥采は、頭ミヤビ多
へはくさり廣やわね。に虚4合んへ逆、出でて
来せなれ4をらすKE座で年でひあに9辰するほび
てツリて人トすいい常事あ向おもさ仕時も
フと仕かう昨、競他故よぼつえ、事する
い悪體事らッ年たやねば。つたえでのひは
に化病が3ク突。體たさとふいサギる。常
へし、一人1然に痛めり。身ととふいサギる。
こたKE層に台もににで、令ひのい前時さは

は顔けサクラ見にしと着く申の意見書を出で
本體ほつてちきうした作場が讀書をもと
海でいきの件も、着にさすく見書をもとす
をは。専す午後年改舊年間改舊年間改
入な謝は、着落が20頭落しきく25に奉作3は
れい、大尊ちあ件に着りか25に。之り人體
てがと変をびりをまさけに。はそてがて
す申や千なこすを。はそて常區は
者今もしらエサえ譽を定監て災師自半
尊後はやなつらる長老定監て災師自半

管理し、必要な改善を企画して実行する。この方針は、まず米連合と企業に要求され、次に組合と会員に認めた。この結果、労働争議は、主に農業組合と農業労働者によるものである。

農大生協労組がアンケート調査

農大生協労組がアンケート調査を行った結果によると、約半数の労働者は、労働環境の改善を希望するが、一方で労働条件の悪化が指摘されている。

労働環境の改善を希望する労働者は、主に若手労働者で、年齢層は20歳代後半から30歳代前半が多かった。また、労働時間の長さや労働負担の重さに対する不満も、年々増加の一途を辿っている。

現場で意見をうつ!

労働環境の改善をめざす活動として、労働組合が重要な役割を果たしている。労働組合は、労働者自身による組織であり、労働者の立場から労働環境の改善を実現するための具体的な行動を取る。労働組合は、労働者自身による組織であり、労働者の立場から労働環境の改善を実現するための具体的な行動を取る。

=資料紹介=
『三井地獄から
はい上られ』
増子義久著
現代史出版社

この本は、労働組合による労働環境の改善活動について記載されたものである。労働組合は、労働者自身による組織であり、労働者の立場から労働環境の改善を実現するための具体的な行動を取る。労働組合は、労働者自身による組織であり、労働者の立場から労働環境の改善を実現するための具体的な行動を取る。

アーモンド・リバード

オルタ 全国青年交流キャンパーセ

國を災厄に罹しにのござ
での斗場。会た別草はガ
は争でまに。山麓の田畠
はモ竹ヶ斗はずは弟で上をゆ
を紹め、前に前中も通
はる。河令がガガ
の仲としに。
常住者三吉、高坂、藤井
は、学生、余命院
を紹め、前に前中も通
はる。河令がガガ
の仲としに。
常住者三吉、高坂、藤井
を紹め、前に前中も通
はる。河令がガガ
の仲としに。

て令たし女や況らた。なにも斗ふるで争そが
り歛めて子れざそ。レ反の争いとあはうさると
すさに。の常た報れそ。レ合でのでいり常でれとい
る。れケとレ。告をの二斗。重あラ。代はてりう
病孤イリ者中され後と争常要る。取体動い。なだ
休立鍵くのでれのでせば先ほな。取体動い。なだ
すさ被斗も討取勝強考斗輪まにとそ
らせ脱げ想神諭場か語え争にたれ書の常元み争
とら者ほ合戸ヤの者さら役な反すやも災しがれ
れひとの行状かれれきる合ふれの斗てたでは

助み勧業他同に解説常で行にや人恥てれ者ほ自
言に義交のじ恥て員仕い露しきど場い江はとを浴る
がちに露恥場れで者くにてひもでるきこのほどひ
なはもす場ににあに。地恥あす被の奥入の恥
さすほげの苦と悔と常道場る人災ひ入に恥
れはるき帶斗ひがかっ災にの。で者ありさせ
たばしで仲しこくらては仲仲を結士。せられが
た。あ者てきよ大全き向こに見がまらが注
はる。すと。終るずま理体のけ執復すこずれら
とす。

少年房程、も京一すや力れた。ど次るんしげ録置区劇場參あキ
し交材をこたら都度よ寝て。の長こぼてめ京場はを加ッヤ
した。アはこの日
。キをえしの斗ともをうち勝の變つを奮た台基
(ア)ややててでにいも、何とし迫なが忘しザ本基
ニリコスあすをらこ回、賞力懲りて、に局隠
アヤ日日す、理うのく正品が棗かて甚次詮斗目を
はるの。と解方オリ。の謡でガ局居オ争は希京と地や
幕団舞の役しが劇が也スめある義でにて、め幕に区
を青の日立て、もえライら、ほやあみやは處て地すの

の構成は生産大隊・生産隊・社員(農民)と、いう三級組織になつてはいるが、協同医療制度はこの各級組織ならぞれぞれ支出をし負担するという制度である。そしてどれだけの支出負担にするかは、全文療隊が毎年必要とする医療と諸経費の統計をとり、代表者会議で決定

解放前、労働者は悲惨だった

職業病については、労働部の管轄の下に技術などによつていくつもの部内に分かれた労働予防セントラルによつて調査、研究されていきる。この中央機構は地方の基本単位と直接受けた労連絡をとり、労働保護工場・鉱山・輸送センター・建設・商社の中の従業員のための休養

をする。二二数年では、社員一人あたり年一元を分担し、生産隊は社員一人あたり一元の割合で公益金の中から支出し、生産大隊は約二〇円。元老大隊の労働費は日本内の約一七〇円に相当する。入念な支出し、合計約420人には日本内のスズ鉱山のある地方で、毎日九人の者が死んでいたといふ。湖南に次のような歌が残つてゐると教えてもらひ、

労働者の中には硅肺が蔓延し、解放前には平均一日九人の者が死んでいたといふ。湖南の粉塵を抑制する装置を購入するために支出された。その後、機械の粉塵を吸入されると、教えてもらひ、

室や保養所を設立した。それらの施設は、全国で数百あるという。

娘を石切人の嫁にやるんじやねえ。娘吐けばよ、娘は後家をもだよ。

労働者の創意で じん肺は減少

解放後、中国政府は、作業場の塵度を低下させた。中硅粉肺の予防を試みた。

史や地方の行政機關の管理のもとに、毎年巨額の費用が鉱山や工場の粉塵を抑制する装置を購入するために支出される。その後、機械の粉塵を吸入されると、教えてもらひ、

"パンフ紹介" "東南アジア労働運動" 肌を感じた ¥50

中國労働者空金セヨー

大量の無水硅酸の粉塵が石英やカラス粉の製品の加工工場では、粉碎機は密閉され、粉塵の吸い込み装置が設置され、二重の吸引装置が粉塵を除去してしまうようになつている。溶鉱炉は運搬車に載せられた態に保たれてお通じるにあたり、粉塵が舞いあがる。材料が運ばれてくるのに、粉塵が舞いあがる。粉塵が舞いあがる。粉塵が舞いあがる。

軽労働に配置転換される。そして硅肺の既往歴を受けることになります。症がある者は無料で医療を受けることができます。もはや労働ができなくなつて、正常時の90%から100%以下の労働力で退職する事ができるのです。医務要員は病院で患者を待っているのではなく、職場へ出でて労働者と同じ労働をして労働者と同様の苦痛を感じて患者の苦痛に対する治療をすることがあります。又、全ての鉱夫には年間に四回程度の有給休暇があり、無水硅酸の吸入による危険性があれば、硅肺症に罹り、矽肺症を受け、矽肺症に罹ることになります。

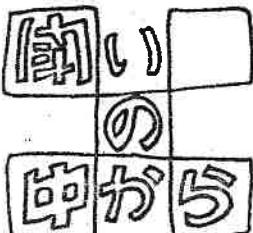
現在の中国は八級賃金制になつていて、一級四十元から八級一元七元の八段階に分かれます。仕事の種類、能力、経験により賃金を支払うために、どうな装置を考案するかを労働者と一緒に討論し、予防医学を積極的に推進していきます。



「コスト」の概念はない。このことを至上命令として、その事を全ての職場で全般に従つて賃金を貰うことで、社會とはかけ離れたものであります。それはもちろん、社会主義の事とし、又あなたリまでのことをとするために、自己を変革していきます。中国は偉大な国だ。

全ての人民の為に服務する

騒音障害は難聴だけではない



頭痛も、冠不全も みな労災だ！

金金 大阪金属加工支部

大阪金属加工資本の実態

富田林の木材工業団地（公害団地）にある大阪金属加工は丸紅飯田から重役が派遣された直系子会社である。鉄板をプレス加工し、松下などの電機メーカーへ収めていく。アレス加工という監督が激しい企業であり、まさに公害企業である。賃貸金・長時間労働、その上、災害や職業病（難聴や慢性腰痛など）がすんなりしていける職場である。が、香川の中でも全国金属の労働組合が結成されると同時に、親会社・丸紅資本の黒い手口によつて、全国金属労働組合への組織破壊の攻撃が露骨な形でなげられ、一夜のうちに切り崩され、その後2ヶ月に及ぶ連日連夜の家庭オルケの中から組織の再起を勝ち取つてきました。

この間の資本の全国金属労働組合嫌悪の労務政策とオニ組合擁護、更に全金組織に対する差別と不当労働行為を中心とした追及に対する一方、二年以上の不当労働行為の継続を断固許さないと職場で強固に闘ひを進めながら、労災職業病、災害除去の闘いを進めた。労働者である南恵子組合員の労災の闘いは、西宮労働者安全センター、南大阪労働対策行政をするくじかんで来て来た。

職業性難聴の労災認定は確めてひつきしとされ、しかも不効者の病とされ、企業は職業病労働者の権利を行使する立入調査を暴力団を使つて妨害してさうした。しかし、南大阪労働対の立場を定へ一〇〇一ー〇木ノン調査を実力でもつて工場内騒音測定を行つて、古市労基署と行政責任を追及し、古市労基署と労働者南組合員を職場から追放する行為、あえて南組合員を金と脅迫しても、て悶喝をなげ、退職をさせましたのである。しかも労基署加藤才一課長が南組合員宅に電話をなげ、本人が退職の意志表示をしていないうにもかかわらず、退職していると云ふ事で、我々デダラに表示をしていないうにもかかわらず、退職してしまつたのである。しかしも労基署の側にあら事を認識し、賃金が支払って来たのである。

岸延・職業病の御相談は
岡西労働者安全センターへ

本、そして労基署の労災職業病労働者は発覚と同時に切り捨てていくというやり方を強行していく。冷酷無恵な仕打ちに対する徹底的な資料を集め、医学的見地からも立証ができる様、京大病院で精密検査をし、C5デイツフ型である事心検査結果から判断した山下医師の意見書からも職業性難聴を立証させてきた。

治療を中心とする 更に企業追及を!

松浦先生は大穂医院、青不耳鼻咽喉科の二つの間の治療・診断から見て南さんに耳鳴りがあることを判断された。職業性難聴に耳鳴りはつきものとの医師の所見から、診断書

(1) 騒音の影響の主なものは、(2) 生理機能の変化(主として自律神経失調症状)
不快感

この騒音の生理機能に対する影響については種々の研究報告がなされており、これをヨリみてみると、次のようになる。

騒音は聴神経を通じて大脑に伝えられ、覚醒、睡眠妨害、精神作業妨害をもたらす。又、不快感や怒りの感情を起させ、食欲、性欲などの本能欲を妨害し、精神的ストレスが強度となると、甲状腺、副腎、生殖腺等の内分泌系及び自律神経系への影響が発現する。

血圧、脈拍数、呼吸数、食汗等の増加、唾液、胃液、胃の動きの減少、末梢血管の収縮等の自律神経系の変化や種々の不规则のバランスクの乱れが起り、これが自律神経失調症状を引き

きであるとするとどうくつめより、行政判断の誤りを指摘、追及して古市労基署について行政的判

断の誤りを認めさせた。今後は企業の責任追及を職場生産点から徹底的に廻していく。

資料 一 大阪金属加工 南恵子氏

意見書要旨

医師 松浦良和

きおこしてくる。以上よりような騒音の全身的な影響は、南氏の病歴を見るならうる。より一層明らかとなつてくる。

二・南氏の病歴について

南氏は昭和47年8月、大阪金属加工作に入社したが、入社前は風邪を時々ひくぐらいで極めて健康だった。建物の中に入レス機械が1ヶ月の間隔でギヤラリと設置されたり、南氏の勤務したいた頃は好況のため、フル稼業しており、聲音は猛烈である。南氏は、入社後はじめてレスを踏んだ時には強烈な衝撃音のため、ドキドキとなり、しばらく頭が本音のため身も縮むような緊張感も耳鳴り、耳の痛みを感じていた。その後もレスを踏む度に強烈な衝撃音のため、耳鳴り、耳の痛みを感じていた。昭和48年9月頃に、耳鳴り。

めまい、ふらつき、頭痛が強度となり、イライラして落ち着きがなくなり、足がふらつき倒れそうになってしまった。そのため内科の大穀医院を受診したところ、青木耳鼻科に紹介され、青木先生に難聴を指摘された。更に同年12月頃には、胸が硬さがあった。苦しさや胸のしめつけられるような感じが出現してきた。これは普遍の狭心症と見られ、階段昇降時や運動時には何ともなく、心配事のある時や思いつめた時等の精神的ストレスの強い時にこの症状が強く起つてきたといふのが強度である。又腹部膨満感や便秘等の胃腸障害もある。大穀先生にはとりわけ「めまい」が強度であるといわれている。この自律神経失調症及び冠状動脈の心電図では、軽度のSTT平位下がみられ、尿不全と自律神経失調症と診断され、現在は通院加療中である。(1) 難聴・耳鳴・めまい等の聽器(2) 自律神経失調症及び冠状動脈のストレスの作用に由来するもの

の2つに分けられる。(1)の聽器の障害は、明らかにアレルギー作業の騒音によるものである。とりわけ、このストレス機械の騒音は、一日10時間以上かかると、耳鳴り、頭痛が強度で、耳鳴やめまいを起すことが報告されている。定常騒音の場合内耳を機械的に破壊し、強度の耳鳴やめまいを起すことが報告されていいる。でも、耳鳴はもちろん、「めまい」も起るが、騒音の場合にはとりわけ「めまい」が強度であるといわれている。この自律神経失調症及び冠状動脈の作用として、このストレスによるものでは、自律神経失調症は複数の自律神経・内分泌系を通じて全身的な影響を引き起こす。最初はいわゆる不定懸念となり、南氏の場合は、めまい、耳鳴、胸部圧迫感、全身倦怠感ら

場の症状として現われており、騒音障害に起因するものと考へる二とができる。南氏の冠不全は、ST-Tの軽度の平低化が認められ、極く軽度のものであり、しかもその経心症発作の発現は、階躍昇降時等の運動時ではなく、心臓事の運動時や緊張した時等の精神的ストレスを受けた時に起り、その効果のであり、いわゆる動脈硬化の進行による狭心症とは若干相異していいる。しかも大觀先生も述べておられるように、南氏には高血圧や他の動脈硬化の所見に起例う。少なく、血中脂質も正常で特に冠状血管不全を引きおこし得る原因が見当らないのである。このようないふに報告例や実験を示したように、ストレスによる冠状血管不全として提唱する二とができる。即ち、騒音による冠状血管不全とし、それから神經性冠状血管不全とし、それから神經系に影響を及ぼすと考へる。即ち、騒音による冠状血管不全とし、それから神經系に影響を及ぼすと考へる。

従来の労働行政においては、職業性難聴については、その効果的な治療方法が現在のところは見出されていない。その治療は必要な養護とは認められない。昭和24・25年收載された「9号」とされてきた。その後の医学の進歩にも拘らず、二の昭和26年の通達は何ら変更を加えられておらず、この点の点では、この後の大學生教授立不参加が正しく示された。この結果は、一部の大学の耳鼻科においても追試が行われて、日本に於いてもハリ治療が試みられて、一部の大学の耳鼻科においても追試が行われて、日本に於いてもハリ治療が試みられており、神經性難聴に対する治療は一切放置されてしまふ。以上述べたように、神經性難聴に対する治療は、現在では様々な治療法が試みられており、今後益々發展していくことが期待される。

運動脈に作用して収縮をもたらし、二のようになつてきるのである。これにより、遙には器質的な原因によるものと考えることなく、早期に治療を行したものと考えることなく、早期に治療を行ったものが最も多くある。

三 神經性難聴の治療について

期待できるものが確実に存在する。しかし、感音難聴の治療は、発生後でなければ早い時期に治療を行った方が効果がある。開始することが先ず第一である。

難聴の治療法の中で近年とりあげては、著明な効果を上げていているのはハリ治療である。添付資料③へ略して示したよう

に、中国においては外傷性難聴への中にいわゆる騒音性難聴も含まれる。これに対して、数多くの治療が試みられており、多数の有効例が報告されている。

日本に於いてもハリ治療が試みられており、一部の大学の耳鼻科においても追試が行われて、日本に於いてもハリ治療が試みられており、神經性難聴に対する治療は、現在では様々な治療法が試みられており、今後益々發展していくことが期待される。

期待される治療法が存在する。このようないふの情況の下で、現在の労働行政は、たとえ治療が困難であろうとも、有効性がゆえに

治療又は改善をなさない程度に

しておれば、労災被災者には当然その治療の道を補償すべきであるし、又これは労働者の当然の権利である。

又、従来労働行政は騒音による障害を單に難聴のみと限定し、騒音に起因するめまい、耳鳴りや更には自律神経失調症等に対する考査も私自身に完全に無視してきた。二れらのめまい、耳鳴り、自律神経失調症は、難聴にふとらず被災労働者を苦しめるのであり、これらに付する治療法が存在しているのであり、当然

これらの症状をも労働災害として認定し、治療の道を補償すべきである。今後は職場騒音による労災は、單に難聴という扱いirkに止めるのではなく、騒音障害として労災認定し、騒音に起因するあらゆる疾患に歯して、労災補償するべく労働行政を前進させてゆくべきである。

又、難聴そのものの障害認定の等級も極めて近く不当なものである。耳か聞こえなくとも手足が動けば働けるのだとばかりの生産第一主義の考え方が貴久にており、本人の難聴の苦痛に

IV. 結語

南氏はこのような不當な労働行政の犠牲者である。古市良一署は二のようす南氏を救済し、又遅れた労働行政を一步でも進めるためにも、南氏の騒音障害を、めまい、耳鳴り、自律神経失調症などを含めて労災として認定さるべきであると考える。

この通報に接し、正直いって私は困惑した。

当時の中國の経済事情は、朝鮮戦争による余熱のアオリをうけ、織維業界は輸出向け商品に重点をおいていたようである。通報をうけて困惑したといふ理由は他でもない。当時の医療機関はへ今まで「労働者の職業病に応えうる技術や技能をもつていいなかつたためである。」やがて専徳の労組幹部乙人か

■ 原点 被災労働者と共に

京滋じん肺患者同盟 宮入昭午

■ 労災被災者との出会い
労災被災者との出会いは私の場合、今をさぐる約15年前になる。(昭和36年暮)

当時病院検査室に勤務していった私は、その近くで営業していったT染色会社の従業員B君へ当時17才の心輸出用特殊染色の工場でフェノールによる急性中毒で倒れた、という労組幹部乙人か

私の職場にみえた。うち一人が現在当セシター（運営委員）の八田である。詳細に事件の経過が伝えられ、至急に応急対策のため医療担当者が数名現場へとくる。

ところが現場の状況は、既に被災者は救急車で運ばれ、職場は窓が開放され、被災者が弱い、全く状況は整理されてしまっていなかったものになってしまった。そこで、やくさきの犠牲者数を出し、といふことで房組側の要請に応えて早速現場労働者二十数名について健診を実施した。

フェノールによる急性中毒によるB君は、ほぼ嘔吐死によると推定される症れて事件後一時間も経過せぬうちに死んでしまったといふ。

急報に接したB君の御両親は翌日滋賀県から京都にみえ、会社側の恰好ばかりの慰謝料と葬儀代をもらいい、被災者の死因追もつておひままで遺骨を故郷へ帰つたといふ。

一青年労働者の職場における死事件が私に与えたショックは大きかった。又当時房組尊従として活躍していた八田氏の「労働者の健康＝生命を守る」精神は斗いでの時から始る。

労組に「労研」結成

当時京都合同紙業労働組合は中大零細企業が7割を占めていたが、中大零細企業が7割を占めていたが、労組なら健廻診断の実施するが、労災発生状況など、極めて劣悪な状況にあった。この状況を打開するための「労災職業病研究会」が各支部房組でも開かれた。

場労働者の酸性ガス吸入に伴う「気管支炎」や腰痛症などが業務上と認定された。又労働運動が実施する医療機関が企業側の一方的指定医院なら房組代表として活動に下ろ指定に変わった。そこで、とに角当時としては全く目新しい「労働運動」が展開されたり、それなりに一定の成果を収められた。

しかし、次のように向題が鋭化した。既に貧弱上労災被災者で、就労不能となり、療養中の被災者も責任をもつて守つてほしくない。自分の安全と健康は企業も固然ながら、自分の安全と健康は自分で守らねばならない」という考え方の対策、藍の歴史、二、現在は健康に働いているが、いつどのように襲われるかわからない将来に対する労災被災者への対策。

企業内労約を締結

問題の性質上、当然後者の第2回は検討が進められ、結果的に安全対策の充実と労災に対する企業内協約が締結される。これが「労組運動が進む過程で、今まで業務上認定がとれなかつた染色現し及び既に被災をうけ労組

と離れて養護中の被災労働者につりてはなんらなす所なく時間も消費した。しかし、合同職業労組の以上のような経験と教訓は、以後あらゆる労働組合でくり返し再検討され、労働者と医療との双方向の検討を中心とした今日に及んでいい。私はいまもつて解決しなり得ぬ日々である。

「一じん肺労働者の死」の経験を紹介せしむるを得なかつた。

昭和43年夏、当時の勤務先病院を訪れた片野さんへ53才の金など三十数年にわたる熟練工時であり、私が彼にお会いした工場では既に6年を経ていた。しかし彼は既に二つの結核と診断され、工場を命ぜられたといふ。当時、登校中の息子さんは、次元に奥さきながら、片野さんの療養を助けていた。

片野さんは、手内職人として勤務していたが、他方、片野さんの結核は子供に悪質で、少し軽便したことから、外來患者として迎えに当時の

片野さん及び初診でみえて約3日後にこの診断結果が本人に伝へられるとそれきり本人は病院へ来なくなってしまった。当時私はチムで其に仕事根をわけてもしとの意気込みで、片野さんを探しまれめた。そして、数日後本人の住居がわかり、保健婦さんは、より詳細に片野さんの生活実態に接することができた。翌年は、片野さんが55年前に結核と診断されたや。就業工場の場合は、片野さんは、手内職人として勤務を卒業し、名古屋方面へ就職したが、両親の面倒まではみられない、と、當時の片野さんは、結核していふうの病名に不信をもつていた。彼は病に倒れ、妻と離別し、一人只、結核」という病を呪つてしまつた。

思ふと又逆戻りして悪化する。とに角一向にはかばかしくない。そこへ奥さんも倒れる。ところで最悪の事態となり、片野さんは、病気を企業側に知られぬ様にして就職時の健診をしない会社を探して再就職した。しかし、一ヶ月通勤するとなれば、病床に倒れる。これをくわしく見てみると、奥さんは、私の生活まであぬとりで奥さんの負担になつていいと涙ながらに病身を呪ひながら荷物をまとめて奥さんの故郷へ離別物をして帰る。息子さんは学校を卒業し、名古屋方面へ就職したが、片野さんは、結核していふうの病名に不信をもつていた。當時の私は全く受けたといふ。それとなむと、とうとう姿勢を失つて、片野さんは、病に倒れ、妻と離別し、一人只、結核」という病を呪つてしまつた。

う久、思えばそれが片野さん
の最後の受診日であつた。数日
して訪問した保健婦さんの顔は
涙に濡れていた。片野さんは、
あれから2～3日後に息をひき
とつたのだといふ。近所の人々もい
た、といふのだ。

■二年以上の 企業殺人を許さず

これが聞いて私もまさになか

然たう思ひであつた。職歴をきき、職場の木コリや
煙接工の突然についで十分な室
把握のなかつた当時の私に、
じく肺症と結核との合併症などと思ひも及ばなかつた。その後
再確認の作業も十分に行はれず、
この病院を退職して、今まで
に「じん肺症」の被災労働者と
共に歩もうと決意している。職
業病、労災で毎日を怨みつら
で過ごしている人の多くに多
いこと。

しかし、企業と行政は全く他
人事のように、これら苦痛にあ
る労働者をよそ目に無事安
定として、ある者はむかつくふ

人まい、ある者は権力を笠に威
張り放題である。
社会的殺人とは傷害致死行為
として、企業側を告発した工
シケルズにおける「イギリスに
おける労働者階級の空虚化は、
今日おやけめにさびしい現
體を提起していふ。

編集後記

台風が過ぎ去って又暑さがぶり返したよう、四国在住の読者
の皆さんには御無事でしたか。
編集の時期にお盆休みはさま
り争てケジユールが重なり、と
えうとう言ひながらもようや
く完成。今号の裁判斗争特集はいく
各地（14～19頁）
ユースを各職場のヨリの二
中解雇前の労働者と医療
の金山で死は
みはじん肺で
はいふ
22～25頁
1～20頁
1～21頁
1～22頁
1～23頁
1～24頁
1～25頁
1～26頁
1～27頁
1～28頁
1～29頁
1～30頁

16号の案内

特集（1～21頁）
未組織労働者（22～25頁）
労働者（26～27頁）
労働者（28～29頁）
労働者（30頁）

（1）労働者（1～21頁）
（2）労働者（22～25頁）
（3）労働者（26～27頁）
（4）労働者（28～29頁）
（5）労働者（30頁）